

## 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第1項に基づく くろまぐろ小型魚の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第1項に基づき、大臣管理漁業である東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業（以下、「かじき等流し網漁業等」という。）における、30キログラム未満のくろまぐろ（くろまぐろ小型魚）の2019年漁期（第5管理期間、1月1日～12月31日）中の採捕の数量を公表します。

令和元年5月7日  
農林水産大臣

1. かじき等流し網漁業等の大臣管理量に対する採捕の数量の割合  
75パーセント（A/B）

（※かじき等流し網漁業等による採捕の数量：33.2トン（A）  
かじき等流し網漁業等の大臣管理量：44.0トン（B））

2. かじき等流し網漁業等の漁業者が通常の採捕を行うとした場合にかじき等流し網漁業等の大臣管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期

令和元年5月頃

（考え方）

- ・ 直近の採捕状況から見込まれる1日あたりの採捕数量  
0.3トン/日…①
- ・ 残枠  
44.0トン-33.2トン=10.8トン…②
- ・ 超過にかかる日数  
②÷① ≒ 36日
- ・ 従って、数量集計日（4月22日）のおよそ36日後に超過の見込み